独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	ジーエルサイエンス株式会社	コード	7705
提出日	2021/6/2	異動（予定）日	2021/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高岡　章二	社外取締役	○							△								有
2	篭原　一晃	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	永沢　裕美子	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	過去に当社のメインバンクである㈱三菱ＵＦＪ銀行（当時 三菱銀行）に勤務し、2007年に同行を退職しております。	高岡章二氏は、過去に当社のメインバンクである㈱三菱ＵＦＪ銀行（当時㈱三菱銀行）に業務執行者として勤務しておりましたが、2007年に同行を退職し、同年日本レーシングリース㈱（現JRAシステムサービス㈱）取締役に就任し、2014年９月に退職しております。㈱三菱ＵＦＪ銀行は当社のメインバンクと位置付けておりますが、同氏が同行を退職後10年以上が経過しており、同氏が同行勤務時に当社の取引支店に勤務した事実はなく、銀行退職後に勤務していたJRAシステムサービス㈱と当社との取引もありません。また、銀行の支店経営等豊富な経験と幅広い見識ならびに他社での執行役員、取締役の経験があり、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため、引き続き社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定めている独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、2015年より独立役員として指定しております。
2		篭原一晃氏は、過去に当社の会計監査人であった、有限責任あずさ監査法人に勤務しており、一時期 当社の会計監査業務を担当しておりましたが、2001年に同監査法人を退職、会計事務所を開設し、現在に至っております。開設した会計事務所及び同氏が代表取締役である㈱企業財務研究所と当社との間には資本的関係はなく、取引関係もありません。また、公認会計士としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため、引き続き社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定めている独立性判断基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、2011年より独立役員として指定しております。
3		永沢裕美子氏は、当社の大株主であり主要な借入先でもある㈱山口銀行を傘下に持つ金融持株会社である㈱山口フィナンシャルグループの社外取締役ですが、同社の業務執行者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。ならびに、同氏が社外取締役に就任予定である㈱ヤクルト本社に当社の売上実績はありますが、当社連結売上高の１％未満と僅少であり、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。また、金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、更に事業会社における社外取締役経験も有し、中立的かつ客観的立場で経営の監督や助言を戴けることから、期待する取締役会の機能強化、当社の持続的成長等に貢献戴けると判断したため、社外取締役として取締役監査等委員候補者としました。 なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定めている独立性判断基準を充たしており、その点からも一般株主と利益相反が生じるおそれがなく新任の独立役員として適格であると判断したため、独立役員として指定しております。

4．補足説明

ジーエルサイエンス株式会社の独立性判断基準

東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社独自の基準として以下の各項目に該当しないことを要件としております。

（1）当社グループの業務執行取締役、従業員として直近10年以内に在籍していた者及びその２親等以内の親族
（2）過去３事業年度のいずれかにおいて当社グループ連結売上高の２％以上の取引先及びその業務執行者
（3）当社グループから過去３事業年度のいずれかにおいて、1,000万円を超える報酬を受けている法律・会計・税務の専門家・コンサルタント
（4）当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
（5）当社の株式議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者及びその業務執行者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。